

除雪機械運転員資格基準

除雪機械運転員資格基準

第1条 目 的

この基準は、道路除雪作業において、一般車両及び歩行者の安全と作業者自身の安全を確保するとともに、施工能率の向上を図るために、除雪機械運転員の資格を定めるものである。

第2条 用語の定義

- 1 この基準において「建設機械施工技師」とは、建設業法施行令第27条の3（昭和31年8月29日政令273号）に規定する建設機械施工の技術検定に合格した者をいう。
- 2 この基準において「技能講習」とは、労働安全衛生規則第78条第21号（昭和47年9月30日労働省令第32号）に規定する車両系建設機械運転技能講習をいう。

第3条 適 用

この基準は、秋田県が施工する秋田県管理道路の除雪業務委託における除雪機械の運転員に適用する。

第4条 運転員の資格基準

- 1 運転員は、道路交通法に規定する当該機械の運転に必要な免許を所有していなければならない。
- 2 運転員は、前項によるほか、別表 - 1 に該当する資格を有していなければならない。
- 3 運転員は、除雪講習会（（社）日本建設機械化協会東北支部主催、国土交通省東北地方整備局後援）の既受講者（過去5年以内に1回以上の受講者）または、当該年度受講予定者でなければならない。

第5条 除雪機械運転員届

除雪にあたって、様式 - 8 の2 により除雪機械運転員届を提出するものとする。

(別表 - 1)

除雪機械運転員資格基準

運転する 除雪機械	所有すべき 免 許	必要な資格	経験年数		摘要
			車両種別	経験年数	
除雪トラック	大型免許	-	大型自動車	1	
除雪グレーダ	大型特殊 免 許 (装輪式)	建設機械施工技師 (3種)又は 技能講習修了	大型特殊 自動車 (装輪式)	2	
除雪ドーザ及び トラクタショベル (装輪式)	〃	-	大型特殊 自動車 (装輪式)	1	
ロータリー除雪車	〃	-	大型特殊 自動車 (装輪式)	2	大型特殊自動車に属す る小型除雪車を含む (排気量1,500cc以上)
小型除雪車	小型特殊免許	-	普通自動車 又は 軽自動車	2	
小型除雪機 (ハンドガイド式)	-	-	小型特殊 運転免許 相当以外	1	
凍結防止剤 散布車・装置	普通免許	-	普通自動車	1	
	大型免許	-	大型自動車	1	総重量8t以上

用語の定義

- 1 この基準において「建設機械施工技師」とは、建設業法施行令第27条の3(昭和31年8月29日政令273号)に規定する建設機械施工の技術検定に合格した者をいう。
- 2 この基準において「技能講習」とは、労働安全衛生規則第78条第21号(昭和47年9月30日労働省令第32号)に規定する車両系建設機械運転技能講習をいう。